

施工能力の「見える化」とは何か(4)

# 事業所の施工能力が「見える化」される時代へ

工事企業の評価制度が実施されると施工能力が一目で分かる

## 「見える化」は3つで評価

### ◆3つの「評価内容」

工事会社の「見える化」では、基礎情報、施工能力、コンプライアンスの3区分で評価します。コンプライアンスでは処分歴、社保加入、法令遵守を評価します。前号で従業員の法例遵守の取り組み項目までを紹介しました。

### ◆事業主の法令遵守の取組(2段階評価)

次のどれかを満たせば100点、でないと25点となります。

- ・建設業計理士を置いている
- ・安全団体に加入している「建築大工」の案では、従業員の場合と同様です)。
- ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム(略称「コスモス」、事業所の安全衛生方針を定め建災防「コスモスセンター」が認定)導入をしている。

### ◆評価の計算

(例) 個人事業主と従業員1人の次のような事業所を想定すると

- ① 処分歴無し.....100点
- ② 健保適用除外、雇用保険適用...100点
- ③ コンプライアンスの取り組み  
 従業員の安全大会出席.....100点  
 事業主の安全大会出席.....100点

$100+100+100+100/4=100 \rightarrow \text{☆☆☆☆}$

建築大工以外の職種の「見える化」において、全建総連傘下組合の安全大会や合加入が労働安全関係の項目で評価される制度とすることが重要です。

見える化評価申請書(様式)

別記様式1

〇〇年〇月〇日

### 見える化評価申請書

下記のとおり、見える化評価を申請します。

申請者			
フリガナ	〇〇ケンセツ	職種	〇〇
事業者名	〇〇建設(株)		
事業者ID	1234 - 5678 - 1234		

  

見える化評価項目	見える化評価内容	記載欄	摘要
基礎情報	建設業許可の有無	有	摘要欄については、別途証書類の提出を求める等の措置を記載
	建設業の許可年数	30年	
	資本金	1000万円	
	完工高	5億円	
	取引先	〇〇建設(株)、...	
施工能力	建設キャリアアップカードの保有者数	30人	
	所属技能者に占める能力評価レベル3以上の者の割合	20%	
	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	15%	
	所属技能者の平均勤続年数等	10年	
コンプライアンス	処分歴	無	
	社会保険加入状況	加入済み	
	労働安全衛生大会の出席	該当がある	
	安全団体加入	該当がある	

## コロナでお困りの方!!

建設工事従事者ホットライン

休業  
手当

現場  
開所

売上  
減少

生活  
不安

【新型コロナウイルスにかかわる電話相談】

6月27日(土)午後4時~8時  
6月28日(日)午前10時~午後3時

# ☎03-5338-2335

誰ひとり取り残さない! 2020建設アクション  
主催: 東京土建一般労働組合  
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16 ☎03-5332-3971

## ◆評価結果の通知

ニュース第68号以降で記載してきた組合員によくある事業主と従業員1人の個人事業所の例をまとめると、左のようになります(「評価結果通知書」は第67号掲載)。

「評価結果通知書」が来ると同時に、この評価は国交省のHPに掲載することで一般に公

基礎情報 ……「☆3つ」☆☆☆  
施工能力 ……「☆3つ」☆☆☆  
コンプライアンス…「☆4つ」☆☆☆☆

開され、公共工事に限らず民間も工事を含め発注者や元請、住宅工事の施主などが注目するしくみとなっていきます。

## 「専門工事企業の見える化」「企業評価」の要点

### 評価される主な共通項目(業種共通)

- ・建設業許可を有する
- ・企業評価実施機関(=全建総連・東京土建)に加入
- ・従業員がCCUSに登録し、レベル3以上が多い
- ・若い従業員が多い
- ・従業員の勤続年数が高い
- ・法令遵守の学習を受講した者がいる  
住宅リフォーム事業者団体(リカコ)の会員は受講しているとみなす(リカコに加入すれば評価があがる)  
工務店評価実施機関等(全建総連・東京土建)による住宅建築分野の法令等研修会(建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、民法、建築物省エネルギー法、建築基準法、消費者契約法、住宅瑕疵担保履行法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、住生活基本法、建築士法)

### 建築大工(工務店)の評価の主な選択項目

- ・住宅完成保証制度などを使っている
- ・住宅リフォーム事業者団体(リカコ)の会員
- ・各職(下請)施工者(一人親方等)はレベル3が多数
- ・国・自治体・業界から優秀な技能で表彰者がいる
- ・認定職業訓練(カレッジ、建築士・施工管理技士受験準備講座)や国レベルの建築大工競技大会に従業員を送り出している
- ・従業員が登録基幹技能士など資格保有者が多い
- ・レベル3以上の従業員の給与水準がよい
- ・災害協定締結団体(チームなまず等)や消防団員がいて、災害救助の実績がある
- ・従業員等が国・自治体・教育機関等(=支部の人材確保育成支援センター、技術研修センター)が関与するキャリア教育(工作教室・職場体験)の技術指導をしている
- ・35歳未満や女性を雇用している
- ・自治体の木造住宅建設促進助成(森林環境贈与税財源)等を活用している

## ◆見える化の「建築大工」案、中小も適正評価

全建総連の示す「建築大工(工務店評価基準)案の概要は表の通り。住民本位の住宅施工をしてきた中小建設事業者がきちんと評価される制度を提案しており、20年度中に議論のなかで国認定をめざし、よりよい項目づくり作業が進められています。国交省の「見える化」ガイドラインも基本的には若い技能者確保・育成で建設業を維持・発展させる方向で構成されています。地域建設事業者の仕事確保、処遇改善につながるよう全職種で「見える化」制度をつくり、仲間に知らせ住民の理解をえて生かすことが必要となります。[職域]

### 【登録基幹技能者】

## ゴールド更新措置9月に延長

### ◆基幹技能者、ゴールド措置延長

4月から「レベル判定システム」が稼働するため、登録基幹技能者がその資格をCCUSに登録した場合、ゴールドカード(レベル1)が発行される特例措置は3月まででしたが、3月23日、特例措置は9月末まで延長されました。

## ◆10月以降、すべて「レベル判定システム」

10月以降のCCUS申請から、登録基幹技能者であってもレベル判定をうけレベル1～3の要件も満たしていないとゴールドになれません。「レベル判定システム」は、4月の1カ月間で上位カードに更新した技能者2148人、うちゴールドは148人。その数には特例措置であるレベル判定をしないゴールド取得の登録基幹技能者は含まれません。

該当する職種の技能評価制度を確認しておきましょう(ニュース第59号既報)。[技術]

### ＜レベル判定システムのポイント＞

- ①能力評価(レベル判定)は、所属事業者等(CCUS登録したものに限り)のみが申請できます。(技能者自身は申請できません)
- ②CCUS登録が完了した技能者が対象。
- ③申請によって技能者がどのレベルに該当するか指定されます。職種ごとにレベル条件が異なるので、事前に国交省HP掲載の能力評価基準を見て該当職種の評価基準を確認する必要があります。
- ④申請手数料は技能者1人3千円(レベル判定費用)+1千円(カード更新費用)の計4千円です。